

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取港廃棄物処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成 20 年 5 月 30 日から平成 21 年 3 月 23 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の廃棄物処理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 5 月 14 日（水）午後 4 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物に係る収集運搬に係る業の許可を受けている者であること。

(4) 重量物の処理に必要な重機類の調達及び集積等の労務の提供が可能であり、かつ、休日夜間でも対応可能な者であること。

(5) 鳥取県東部総合事務所県土整備局の所管する管内に本店、支店又は営業所を有すること。

(6) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体が発注した本件業務と同種の業務を履行した実績を有していること。

(7) 平成 20 年 5 月 9 日（金）から同月 22 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(8) 平成 20 年 5 月 9 日（金）から同月 22 日（木）までの間いずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県鳥取港湾事務所

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-0906 鳥取市港町 8
鳥取県鳥取港湾事務所管理係（海友館 2 階）
電話 0857-28-5998（直通）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431, 7824 又は 7433

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は、平成 20 年 5 月 9 日（金）から同月 22 日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者は、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 5 月 9 日（金）から同月 22 日（木）までの日（日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 設計書の閲覧の方法

平成 20 年 5 月 9 日（金）から同月 22 日（木）までの日（休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間、(1)の場所で設計書を閲覧に供する。

(5) 入札説明会の有無

無

(6) 郵便等による入札

不可とする。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 5 月 29 日（木）午後 1 時 30 分
鳥取県鳥取港湾事務所（海友館 2 階）

5 入札者に要求される事項等

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成 20 年 5 月 22 日（木）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明及び補足資料の提出を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。